# 第2部 厚生行政の動き 第4章 より快適な生活環境の創造



大阪市鶴見清掃工場

第2部 厚生行政の動き 第4章 より快適な生活環境の創造 第1節 安全でおいしい水の供給

安全でおいしい水をすべての国民に供給するため,厚生省では,平成3年6月に取りまとめられた「21世紀に向けた水道整備の長期目標」(「ふれっしゅ水道計画)に基づき,「高水準の水道」の構築を目指して水道施設の整備充実に努めている。

第2部 厚生行政の動き 第4章 より快適な生活環境の創造 第1節 安全でおいしい水の供給 1 全国どこでも利用できる水道

我が国の水道の普及率は,全国で94.9%(平成3年度)となっているが,今なお農山漁村部を中心に水道が利用できない地域が残されている。厚生省では,これらの地域を解消するため,簡易水道施設の整備を進め,上水道施設の整備と併せて全国の水道普及率が99%に達するよう努めている。

第2部 厚生行政の動き 第4章 より快適な生活環境の創造 第1節 安全でおいしい水の供給 2 安定性の高い水道の確保

### (1) 水道水源の開発

河川の流況が悪化すると取水が制限される不安定取水を解消するため,ダム等による水源開発を進めるとともに,ダム建設が困難な地域についても,海水淡水化施設の整備を進めている。

### (2) 老朽施設の更新及び基幹施設の耐震化

全国の水道管の長さは約55万kmに及ぶが,このうち約11万kmが老朽化した石綿セメント管等であり,これを他管種に更新するなどの漏水防止を図っている。また,浄水場,配水池,主要な管路等の基幹施設の耐震化等を行い,震災や突発事故に備えている。

#### (3) 緊急時給水拠点の確保

大規模な災害発生時などの応急救急体制として,給水拠点を確保するために配水池の容量を1日最大給水量の12時間分程度まで増設することを目標とした配水池の整備,緊急時に近隣の水道事業体等の間で水道水を相互融通できる連絡管の整備を行うとともに,併せて緊急用貯水槽の設置を進めている。

第2部 厚生行政の動き 第4章 より快適な生活環境の創造 第1節 安全でおいしい水の供給 3 安全でおいしい水の供給

### (1) 高度浄水施設の整備

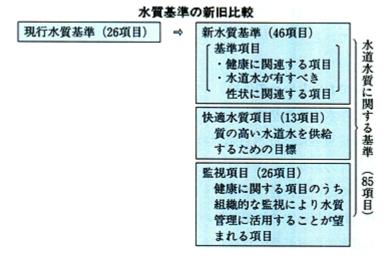
都市化の進展等により水道水源の汚濁が進み,全国で約2,000万人の人々が異臭味の影響を受けていることから,カビ臭等の原因物質をオゾンの酸化力や活性炭の持つ吸着力を活用して除去する高度浄水施設の整備を進め,おいしい水の供給に努めている。

### (2) 水道水の水質基準の見直し等

近年,水道水源から各種微量化学物質が検出される一方,水道水に対する国民のニーズは多様化・高度化している。このような現状に対応し,WHOの飲料水水質ガイドラインの見直し等国際的な動向にも歩調を合わせ,厚生省では平成4年12月に新たな水質基準に関する省令を制定し46項目を基準項目とするとともに,水質基準を補完する項目として,より質の高い水道水の供給を目指すための13の「快適水質項目」と将来にわたり安全性の確保に万全を期するための26の「監視項目」を設けた。これらの新たな水道水質に関する基準は平成5年12月に施行された。

また,水道事業者の対応のみでは,この新しい基準を満たさなくなる場合が生じるおそれがあり,これに対処するため都道府県や河川管理者の計画による必要に応じた水道原水の水質保全のための事業の促進措置を内容とする「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」,及びトリハロメタンに着目した水質保全対策を推進するための「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」が第128回国会において制定されたところである。

水質基準の新旧比較



### (3) 直結給水の推進

高層建築物の屋上等に配置されている受水槽は,管理のわずらわしさから衛生問題を生じる場合があるため,厚生省では,配水圧力の増加により,中層建築物への直結給水を進めているところであるが,さらに10階まで直結給水が行えるような技術の開発を行うこととしている。

第2部 厚生行政の動き 第4章 より快適な生活環境の創造 第2節 食品の安全性の確保 1 輸入食品監視体制の充実強化

近年の食生活の多様化に伴い,加工食品,生鮮食品等の食品の輸入届出件数は大幅に増加し,平成4年には約78万件にも達している。このように増大する輸入食品の安全性を確保するため,検疫所の食品衛生監視員の増員を行うとともに,高度な検査を集中的に行う横浜及び神戸の検査センターにおける検査機器を整備,拡充する等,監視体制の充実・強化を図っている。

第2部 厚生行政の動き 第4章 より快適な生活環境の創造 第2節 食品の安全性の確保 2 食品等の規格基準の整備の促進

ハムやソーセージなどの食肉製品については,昭和37年に食肉製品の規格基準を整備し,その安全性の確保を図っているところであるが,近年,外国産のさまざまな食肉製品に消費者の関心が高まっていること,食肉製品の製造技術が向上し,さまざまな種類の食肉製品を衛生的に製造できるようになったことから,平成5年3月に食肉製品の規格基準の大幅な改正を行った。これにより,ハムの芸術品といわれるイタリアのパルマハム等多種多様な食肉製品を国内でも味わえるようになった。

#### FAO/WHO合同食品規格計画

食品の国際的流通がますます増大する中で,国際貿易上重要な食品について,消費者の健康を保護し,公正な取引を確保するために必要となる国際的な食品規格を作成することを目的として,FAO(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)が合同でコーデックス(国際食品規格)計画を1962年(昭和37年)より進めている。

コーデックス計画では,慎重な手続きを踏みながら,科学的知見に基づいた国際規格の作成が行われている。厚生省としても,国際 規格が我が国の食習慣等に照らして適切なものとなるよう積極的に作成作業に参画することとしている。

このコーデックス計画により,これまでに砂糖,油脂等の食品規格,低酸性食品缶詰等の衛生規範,残留農薬等に関する基準が設定 されている。

また,世界各国からの農産物輸入の増大,使用される農薬の種類の増加,収穫後に使用されるいわゆるポスト・ハーベスト農薬の使用等に対応して,農作物の一層の安全性の確保が求められている。このため,厚生省では,食品中に残留する農薬の許容基準(残留基準)の整備を進めており,食品衛生調査会での検討を経て,平成5年9月までに89農薬の残留農薬基準が告示されている。

第2部 厚生行政の動き 第4章 より快適な生活環境の創造 第2節 食品の安全性の確保 3 食品の日付表示制度の見直し

食品衛生法では,食品の日付表示について,製造又は加工年月日を記載することを原則としている。しかし,近年の食品製造・加工技術の進歩,食品の国際流通の増大等に伴い,多種多様な食品が流通するようになった現状の下では,製造又は加工年月日表示は,食品の品質がいつまで保持されるかという点に関して,必ずしも有効な指標とはなっていない。また諸外国においても,食品の日付に期限表示が採用されており,我が国も国際基準との整合化を図っていくことが必要となっている。このような状況を踏まえ,現在,食品の日付表示制度を原則的に期限表示とする方向で検討を進めているところである。

第2部 厚生行政の動き 第4章 より快適な生活環境の創造 第2節 食品の安全性の確保 4 特定保健用食品

おなかの調子を整えるなどの健康への効果を標示した特定保健用食品については,平成5年10月現在,13食品について標示が許可されている。具体的には,カルシウムの吸収性を高めた飲料やオリゴ糖を原料とし腸内のビフィズス菌を増やして腸内の環境を良好に保つ食品などがある。

第2部 厚生行政の動き 第4章 より快適な生活環境の創造 第3節 廃棄物の減量化と適性処理 1 廃棄物の減量化・再生利用の推進

一般廃棄物の総排出量は,昭和60年以降毎年増加しており,平成2年度には約5,077万トン(1人1日当たり1,118g)となっている。産業廃棄物の総排出量は,平成2年度に約3億9,500万トンとこの5年間で26%も増加している。他方,廃棄物処理施設の整備は,用地確保が困難なこと,周辺住民の理解が得られにくいことなどから次第に困難になっており,最終処分場の残余容量は急激に減少している。

このため,最終処分場の負荷を軽減することが必要であり,廃棄物の減量化・再生利用を一層推進することが重要な課題である。厚生省では,平成5年度に「ごみ減量化総合戦略」として,市町村における分別収集や住民団体による集団回収等に補助を行い,地域ぐるみでのごみの減量化・再生利用を推進するとともに,不用品の補修,再生品の展示を合わせて行う施設(リサイクルプラザ)や資源ごみとして分別収集した缶,びん等を選別して再生する施設(リサイクルセンター)の整備を進めている。また,ごみの排出抑制及び再生利用の社会システムづくりに取り組んでいる先進的な市町村を「クリーン・リサイクルタウン」として顕彰することにより,地域におけるごみの減量化を推進している。

#### 「ごみ減量化総合戦略」の展開

厚生省では,ごみの減量化と再生利用を総合的に推進するため,平成5年度より,普及啓発,施設整備,体制整備,技術開発の4つの柱からなる「ごみ減量化総合戦略」を展開している。

普及啓発活動としては,5月30日から一週間を「ごみ減量化推進週間」とし,全国各地でイベントを行うほか,11月には第2回ごみ減量化推進全国大会を開催した。施設整備としては,不用品の補修や再生品の展示等を行う「リサイクルプラザ」や分別収集した缶等を選別して再生する施設である「リサイクルセンター」の整備に対する助成を行うとともに,市町村に対して廃棄物再生利用等補助金を交付し,分別収集や再生利用の推進に向けた地方公共団体の体制整備を支援している。技術開発としては,焼却灰の減容化や有効利用に関する研究開発を進めている。

さらに,平成5年9月に厚生省の「経済的手法の活用による廃棄物減量化研究会」による報告書が取りまとめられた。この報告書においては,排出段階における従量制による処理手数料の徴収,廃棄物となる製品等の製造流通事業者による引き取り及び処理,引き取った廃棄物に対する一定の再生利用率の義務づけ等新しい制度の構築を提唱している。

#### 「クリーンリサイクルタウン事業」の推進(島根県出雲市)

出雲市ではごみの減量化を図るため,ごみ処理有料制の導入や住民によるごみ減量化の活動に対する各種の援助,広報啓発活動な どさまざまな事業を総合的に展開しており,平成4年度では,前年比で実に約25%の減量化に成功した。

このうちごみ処理有料制については,平成4年4月より,燃やせるごみの指定袋として大袋を1枚40円,小袋を1枚20円で販売し,排出量に応じて負担額が増える仕組みを整備した。また,指定袋は年間100枚までは無料で配布し,市民がごみの減量化に努めた結果として当初配布された枚数を使用しなかった場合,余った袋を市が買い取る形で報奨金が支払われることとなっており,ごみ減量化へ向けていわば二重の動機づけが働くシステムとなっている。さらに,排出者には指定袋に名前を書いて排出することが義務づけられており,ごみの減量化のみならず,分別の徹底,市民の意識の向上等の効果もあげている。

厚生白書(平成5年版)

第2部 厚生行政の動き 第4章 より快適な生活環境の創造 第3節 廃棄物の減量化と適性処理 2 適正処理の確保

近年,廃棄物の不法投棄は,大規模化,悪質化の傾向にあり,生活環境に重大な支障を及ぼす場合がある。また,こうした行為は廃棄物処理についての信頼性を失わせるとともに,優良な業者の育成の妨げともなっている。

厚生省では,平成4年7月に改正廃棄物処理法を施行し,病院等から生じる感染性廃棄物や水銀,アスベスト等の有害物質を含有した廃棄物を特別管理産業廃棄物として指定し,特別管理産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付を義務づけ,適正に処分されるまでの流れを管理している。このマニフェスト制度は平成5年4月から本格的に実施されている。また,同法の施行に伴い,廃棄物の保管に関する規制等の処理基準の強化や事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合の基準の強化等を併せて行った。

さらに,国内における廃棄物の適正処理の確保と「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」の履行に資するため,平成5年12月に「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」が施行されるとともに,有害無害を問わず廃棄物全般について,できるだけ国内で処理するという国内処理の原則を明記した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が施行され,厚生大臣による輸出の確認,輸入の許可制度等廃棄物の輸出入に関する法的な規制が導入された。

第2部 厚生行政の動き 第4章 より快適な生活環境の創造 第3節 廃棄物の減量化と適性処理 3 処理施設の整備

廃棄物処理施設の整備については,平成3年11月に策定された第7次廃棄物処理施設整備計画に基づいて進めているが,今後,一層困難になると予想される。特に,最終処分場等の産業廃棄物処理施設の整備は,周辺住民の理解を得にくいことや産業廃棄物処理業者の信用力,資本力の不足等から極めて困難な状況となっている。

こうした状況に対応して,廃棄物処理施設の整備を進めるため,改正廃棄物処理法において,特別管理廃棄物,市町村が処理困難な一般廃棄物及び産業廃棄物の広域的処理を行う廃棄物処理センターの指定制度が設けられたところであり,平成5年末までに岩手県,大分県,長野県,愛媛県の各県でセンターの指定が行われた。

さらに、平成4年9月から施行された「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」に基づき、産業廃棄物の処理施設や共同利用施設、周辺地域の公共施設等を一体とした特定施設の整備に対する財政上、税制上の優遇措置等の支援を行っている。平成5年3月には岩手県の(財)クリーンいわて事業団の施設がこの特定施設の認定を受けている。

第2部 厚生行政の動き 第4章 より快適な生活環境の創造 第3節 廃棄物の減量化と適性処理 4 大都市圏における減量化と適正処理

首都圏等の大都市圏においては,人口や産業活動の集中,土地の高度利用等により,最終処分場の確保が困難となってきており,最終処分を民間委託して県外において処分する場合も多くなっている。この状況に対処するためには,都府県域を越えた広域的対応が必要である。

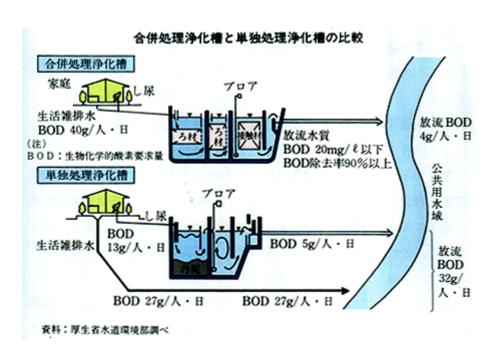
このため,近畿圏では大阪湾圏域広域処理場整備事業(いわゆる「大阪湾フェニックス計画」)が進められており,大阪湾の2カ所の埋立処分場で2府4県からの廃棄物の受け入れが行われている。また,首都圏では,昭和62年に厚生省,運輸省によって取りまとめられた「東京湾フェニックス計画の基本構想」等に基づき,現在関係地方公共団体等において廃棄物の広域処理が検討されている。

さらに,厚生省では,最終処分量を削減し最終処分場の延命化を図る上で有効な,焼却灰等の溶融資源化施設の大都市圏における整備を広域的・計画的に推進することとしている。

第2部 厚生行政の動き 第4章 より快適な生活環境の創造 第3節 廃棄物の減量化と適性処理 5 合併処理浄化槽の整備

台所,風呂等からの生活排水をし尿と併せて処理できる合併処理浄化槽は,単独処理浄化槽(し尿のみを処理する浄化槽)に比べ,処理性もよく,また,手軽に設置できることから,公共用水域の水質汚濁防止の有効な手段として大きく期待されている。

### 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の比較



厚生省では,生活排水対策の重要な柱として,合併処理浄化槽の整備を進めており,合併処理浄化槽の設置者に対する市町村の助成事業に対して補助を行っている。また,この合併処理浄化槽は,生活大国実現のための快適な生活環境づくりや水道水源地域における生活排水対策の推進の観点からも新たな脚光を浴びており,生活環境審議会浄化槽専門委員会においても,市町村における計画的な地域ぐるみの面的整備の推進等が提言されている。

第2部 厚生行政の動き 第4章 より快適な生活環境の創造 第4節 生活環境の向上 1 環境衛生関係営業

環境衛生関係営業(平成4年末現在246万施設)には,飲食店,理髪店,美容室,クリーニング店,公衆浴場,ホテル・旅館,映画館等があり,日常生活に身近な分野で衛生的で豊かな国民生活づくりに貢献している。この環境衛生関係営業の大部分が中小零細企業で経営基盤が脆弱であるため,各業種ごとに振興指針を策定し,環境衛生金融公庫による長期かつ低利の融資や,中央・各都道府県の環境衛生営業指導センターによる経営指導や経営相談等を行っている。

平成5年には,近年の消費者ニーズの高度化・多様化といった社会経済状況の変化に的確に対応するため「21世紀に向けた環境衛生関係営業の振興に関する懇談会」を開催して検討を行い,10月に中間報告を取りまとめ,労働力の確保・養成,環境衛生同業組合の活性化等を提言した。

また,フロン等をドライクリーニング溶剤として使用しているクリーニング所においては,国際的なフロン規制の強化に対応するため,規制の対象となるフロン等から他の溶剤への転換が急務となっている。厚生省では,迅速・円滑な溶剤転換を支援するため,環境衛生金融公庫による特別貸付制度や機器の買換えに関する特別償却制度の創設,溶剤転換マニュアルの作成等の融資,税制,予算の三面からの溶剤転換施策を推進している。

第2部 厚生行政の動き 第4章 より快適な生活環境の創造 第4節 生活環境の向上 2 化学物質に対する安全確保

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき,新規化学物質について,事前届出を義務づけるとともに,難分解性で,かつ人の健康を損う恐れのある化学物質について,その製造・輸入及び使用につき所要の規制を行っている。また,平成5年4月より危険有害化学物質の取扱事業者が危険有害化学物質を他の取扱事業者に譲渡・提供する際,取扱い上の注意等の安全性に関する情報を記載した化学物質安全性データシート(MSDS)を交付するよう指導を行っている。

さらに,「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき,家庭用品に含まれる有害物質を指定して,それぞれの有害物質の含有等についての規制基準を設け,この基準に適合しない家庭用品の販売を禁止する等の規制を行っている。

第2部 厚生行政の動き 第4章 より快適な生活環境の創造 第4節 生活環境の向上 3 居住環境の向上

店舗や事務所等多くの人が利用する建築物については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、空気環境の調整、給排水の管理や清掃等に関して「建築物環境衛生管理基準」を定めている。平成5年9月には、この中の飲料水の水質基準について、トリハロメタン等を検査項目として新たに追加するとともに、水道水を水源とする場合と地下水を水源とする場合とで検査項目を分ける等検査項目全般にわたる見直しを行った。